

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ファシリティーズ(株)	2,632,740	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和8年度南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託	機械設備等保守点検	新明和工業(株)	80,512,300	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
3	令和8年度 此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム	3,564,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和8年度大阪市立斎場予約受付システムサービス提供業務委託	情報処理	ディアシステム(株)	8,076,288	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和8年度 天六公衆トイレ清掃・管理業務委託	建物等清掃	東宝ビル管理(株)	2,218,761	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
6	令和8年度し尿収集運搬業務委託(概算契約)	廃棄物処理	大阪府衛生管理(協)	3,418,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	令和8年度なんば喫煙所脱臭機保守業務委託	機械設備等保守点検	(株)トルネックス	2,032,360	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	令和8年度堂島公園喫煙所ほか6カ所脱臭機保守業務委託	機械設備等保守点検	(株)プロシード	3,759,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和8年度大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムサービス提供業務委託	情報処理	キステム(株)	6,349,200	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
10	令和8年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託	その他	(N)イー・ビーイング	43,041,601	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
11	令和8年度国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)連携事業に係る業務委託	その他	(財)地球環境センター	25,436,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
12	令和8年度UNEP国際環境技術センター設備保守点検業務委託	機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ(株)	8,393,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	令和8年度UNEP国際環境技術センター有人警備業務委託(概算契約)	警備	ALSOK近畿(株)	7,514,100	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
14	令和8年度環境活動推進施設エレベーター保守点検業務委託	機械設備等保守点検	日本オーチス・エレベータ(株)	1,223,640	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
15	令和8年度環境活動推進施設設備保守点検業務委託	機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ(株)	2,843,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
16	令和8年度 環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通Japan(株)	2,623,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	令和8年度 大阪市廃蛍光灯管の処理及び再資源化、廃乾電池等の一時保管及び処理・再資源化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	野村興産(株)	蛍:93,500 電:89,100	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	容器包装リサイクル法に基づく再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	(公財)日本容器包装リサイクル協会	6,616,250	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
19	プラスチック資源循環促進法第32条に基づく再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	(公財)日本容器包装リサイクル協会	13,570,947	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
20	令和8年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物(冷蔵庫・冷凍庫)における再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	関西リサイクルシステムズ(株)	大:3,850 小:2,860	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシナスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっている。

上記理由により、近鉄ファシリティーズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課 （電話 6630-3116）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本業務は、南港ポートタウン内の各共同住宅に個別に設置している、ごみ貯留タンク、ごみ収集配管、ごみ収集口等の固定設備（68箇所）並びに移動式ごみ収集装置（4台）（以下「真空式ごみ収集設備」という。）の、保守点検整備等を行う業務である。

真空式ごみ収集設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、固定設備及び移動式ごみ収集装置が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動するものであり、ごみ収集という市民生活に密着したサービスを維持する為には、安定した運用が求められるものである。

設備全体の安定運用の確保、機能保全の為には、固定設備及び移動式ごみ収集装置を一体的に保守することが必要である。

今回の真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託は、本設備が製造者独自の技術により製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

此花総合センタービル内のエレベータについては、(株) 日立ビルシステムの製品が使用されている。

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

今回の保守点検業務委託は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した上記相手方以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、点検後の性能、作動状態、耐寿命に対しての保証など、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 日立ビルシステムのみである。

上記理由により、(株) 日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立斎場予約受付システムサービス提供業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市立斎場予約受付システム（以下、「本システム」という。）クラウドサービスを本市に対して安定的に提供し、万が一システムに障害が発生した場合でも、迅速かつ正確なシステム復旧を行う業務である。

本システムは、ディアシステム株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い、一貫して構築されたシステムであり、さらに同事業者が導入及び設定作業を行った。

本業務の実施にあたり、当該事業者は上記システムの仕様・プログラム設計・ネットワーク構成に精通し、システム復旧のための専門知識とノウハウを持ち、稼働中のシステム運用に影響を与えることなく業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、ディアシステム株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 契約の相手方

東宝ビル管理株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立住まい情報センター・大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館・三井住友銀行天六施設（以下、「住まい情報センター等建物」という。）に設置している天六公衆トイレの清掃及び管理を目的としている。

住まい情報センター等建物は、大阪市（都市整備局・市民局・こども青少年局）と株式会社三井住友銀行の区分所有建物であり、建物及び設備の清掃・維持管理業務は区分所有者にて設立された管理組合が、平成11年の開設当初より上記業者に委託している。

本業務の対象施設である天六公衆トイレは、住まい情報センター等建物の一部で密接不可分な関係にあり、住まい情報センター等建物の維持管理等を行う事業者以外に清掃・管理業務を実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施に支障が生じる恐れがある。

上記理由により、東宝ビル管理株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 し尿収集運搬業務委託（概算契約）

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

大阪府衛生管理協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立した協同組合であり、大阪市内のし尿収集運搬業務に必要となる本市が許可を行っている一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿含む汚泥）許可を有する事業者27者の全者が同組合に加入している。

本市における、し尿収集対象家屋については、下水道整備の進捗の結果、下水道処理区域外等の理由により市内全域において22戸を残すのみとなっているが、これらの家屋については、引き続き本市において、し尿収集を実施する必要がある。

対象家屋については市内全域に点在していることから、許可業者1者のみで全対象家屋のし尿収集業務を遂行することは不可能であり、複数案件として発注する場合も対象戸数の少なさ、回収頻度の低さ等から採算が合わないことや災害発生時等の臨時収集に対応可能な事業者がいなかったことを業界団体である同組合と協議のうえ確認している。

一方で、同組合は効率的な収集運搬作業及び災害発生時等の臨時収集にも対応可能であり、安定かつ円滑な業務遂行が可能である唯一の事業者である。

上記理由により、大阪府衛生管理協同組合と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課

（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度なんば喫煙所脱臭機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社トルネックス

3 随意契約理由

なんば駅前広場（大阪市中心区難波5丁目1番）の閉鎖型喫煙所内に設置している脱臭機は、株式会社トルネックス製である。

本脱臭機の保守については、製造者独自の技術により本機器を製造していることから、製造者以外では技術面の対応が不可能である。また、保守後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社トルネックスのみであり、本業務を行うことができるのは、株式会社トルネックスの保守部門のみである。

上記理由により、株式会社トルネックスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課路上喫煙対策担当 （電話 06-6630-3166）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度堂島公園喫煙所ほか6カ所脱臭機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社プロシード

3 随意契約理由

「堂島公園喫煙所」、「ユニバーサルシティ駅前喫煙所」、「鞆公園喫煙所」、「新大阪駅東喫煙所」、「天下茶屋駅前南喫煙所」、「大正橋公園喫煙所」および「長居公園喫煙所」内に設置している脱臭機は、日鉄鉦業株式会社製である。

本脱臭機の整備については、製造者独自の技術により本機器を製造していることから、製造者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である日鉄鉦業株式会社だけであり、本業務を行うことができるのは、製造者である日鉄鉦業株式会社から依頼を受け、保守業務について日鉄鉦業株式会社と秘密保持契約を交わしている、株式会社プロシードのみである。

上記理由により、株式会社プロシードと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課路上喫煙対策担当 （電話 06-6630-3166）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムサービス提供業務委託

2 契約の相手方

キステム株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システム（以下は、「本システム」という。）クラウドサービスを本市に対して安定的に提供し、万が一システムに障害が発生した場合でも、迅速かつ正確なシステム復旧を行う業務である。

本システムは、キステム株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い、一貫して構築されたシステムであり、さらに同事業者が導入及び設定作業を行った。

本業務の実施にあたり、当該事業者は上記システムの仕様・プログラム設計・ネットワーク構成に精通し、システム復旧のための専門知識とノウハウを持ち、稼働中のシステム運用に影響を与えることなく業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、キステム株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課 （電話番号 06-6630-3265）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託

2 契約の相手方

特定営利活動法人イービーイング

3 随意契約理由

本業務は、環境に関する教育及び学習の振興を図るとともに、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体等によるネットワーク構築を進め、良好な都市の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に寄与することを目的とし、中期的な視野をもって、各講座を一体的・連続的に企画し、各受講者に合わせたフォローアップを行い、プログラムと対象者をコーディネートしていくほか、ボランティアのサポートの充実、学校教育における環境教育を促すためのサポート、自らの主体的な学びを促進するための情報発信の充実等を行っていくものである。

そのため、環境分野における高度で幅広い知見、環境教育・学習にかかる企画力、コーディネート力、事業のマネジメント力、並びに事業遂行のための人的資源の確保が不可欠であり、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本業務の目的等を理解したうえで、最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、提案事業者3者のうち、特定営利活動法人イービーイングが、評価点が最も高く、また基準点（120点以上）を満たし、契約相手方として適しているとのことであったため、当該事業者を委託予定事業者として決定した。

上記理由により、特定営利活動法人イービーイングと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業に係る業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

本事業において業務を実施するには、環境分野の専門知識、国内外の国際機関及び政府関係者等との交渉・調整能力、国際イベント実施等の豊富な経験等が必要不可欠であり、また、目まぐるしく変化する国際情勢等にも精通し、柔軟に対応することが重要である。さらに大阪市がこれまで実施してきた取組みを理解し、発展させていくための提案が求められる。こうしたことから、業務の性質上、価格競争による入札に適さず、事業を実施する上で最も高い効果を出すためには、業務遂行に必要な能力・経験に秀でた事業者を選定し、選定事業者からの提案に基づいて、UNEP-IETC と協議して仕様を作成することが最適な手法であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記の事業者は、評価点が基準点（60点以上）を満たし、契約相手方として適しているとのことであった。

上記理由により、公益財団法人地球環境センターと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3467）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものである。設備の点検整備の監督・電気事業法に基づく電気設備の保安代行業務・設備の保全・補修の計画・事故や非常時における緊急対応など維持管理にかかる業務全般を委託することにより、建物設備等の継続的な使用を担保することを目的としている。

公園内にある各施設の電気供給については、公園全体が一体として供給を受けたうえで個々の施設に分配される仕組みであることから、公園内にある全ての施設の電気設備について、上記業者が一括して保守管理を行っている。

上記理由により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 UNEP 国際環境技術センター有人警備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

A L S O K 近畿株式会社

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における有人警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備・施設異常発生時の緊急対応等を実施することにより、施設の損傷行為・管理上支障となる行為・事故等を未然に防止し、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

公園全体の警備については、令和8年度より公園の指定管理者がA L S O K株式会社へ委託することとなっており、その内の有人警備については再委託によりA L S O K近畿株式会社が実施することとなる。公園全体の安全確保を図るうえで、本施設は公園内にある他施設と不可分一体のものであることから、本施設の有人警備についても公園全体の有人警備業務を実施するA L S O K近畿株式会社により実施される必要がある。

上記理由により、国連環境計画（UNEP）国際環境技術センターの有人警備についてはA L S O K近畿株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度環境活動推進施設エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

環境活動推進施設に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、定期的を実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用部品が異なっており、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能である。

上記理由により、日本オーチス・エレベータ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3219）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度環境活動推進施設設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、公園全体の設備保守業務については、公園の所管局である建設局が指定した指定管理者が株式会社三菱電機ビルソリューションズに設備保守業務を委託している。

上記理由により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3219）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本システムは富士通エフ・アイ・ピー株式会社のパッケージソフトがベースとなっており、本システムのカスタマイズについても、当該パッケージソフト開発業者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社が行った。

一方、令和2年10月1日、株式会社富士通マーケティングが、グループ会社である富士通エフ・アイ・ピー株式会社を統合し、新たに富士通 Japan 株式会社と社名変更を行ったところである。

本業務（保守）については、開発業者以外ではシステムの適切な状態の維持および安定的な運用を行うことができないことから、事業承継を行った富士通 Japan 株式会社が業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、富士通 Japan 株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境規制課

（電話番号 06-6615-7923）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市廃蛍光灯管の処理及び再資源化、廃乾電池等の一時保管及び処理・再資源化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

本市では、家庭から排出される水銀含有廃棄物のうち、廃蛍光灯管、廃乾電池、水銀体温計を各環境事業センターの受付回収や区役所等に設置する回収ボックスにより回収し、水銀血圧計及び水銀温度計については、各環境事業センターで受付回収している。

こうした水銀含有廃棄物は水銀を適正に除去し、ガラス屑や金属屑等のほか除去した水銀を適正にリサイクルする必要がある。

水銀含有廃棄物の適正処理に向けて、当時の厚生省（現環境省）は公益社団法人全国都市清掃会議（以下、全都清）に「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼（昭和60年8月）」を行ない、この依頼を受けた全都清は「使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（昭和61年2月5日制定、令和4年4月1日改正）に基づいて、「使用済み乾電池等広域回収処理事業」を実施している。

「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」では、廃乾電池等の水銀をばい焼回収し、リサイクルしている国内唯一の事業者である野村興産株式会社に廃乾電池等の処理・処分を各市区町村が委託して行うと定めている。

こうしたことから、野村興産株式会社は水銀含有廃棄物の適正処理・リサイクルを行える唯一の事業者であり、かつ、各環境事業センターが回収した廃蛍光灯管等の水銀含有廃棄物の受入・保管可能な施設を本市内に有している唯一の事業者である。

上記理由により、野村興産株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号06-6630-3259）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装リサイクル法に基づく再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3 随意契約理由

本事業は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）に規定する「ガラスびん（その他の色）」並びに「PET ボトルを除くプラスチック製容器包装」について、容器包装リサイクル法に基づき再商品化するものである。

容器包装（「ガラスびん（その他の色）」および「容器包装プラスチック（PET ボトルを除くプラスチック製容器包装）」）の再商品化にかかる費用については、特定事業者が負担する（特定事業者負担分）ことを容器包装リサイクル法は定めているが、小規模事業者は、再商品化義務の適用が除外されているため、その分は、市町村が負担する（市町村負担分）。特定事業者は、容器包装リサイクル法第 21 条に基づき日本で唯一、主務大臣から指定法人の指定を受けた公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と再商品化の委託契約を結び、委託料金を支払った場合に、再商品化の義務を履行したものとみなされる。また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、同法に基づき、分別収集を行っている市町村等から委託を受けて、容器包装廃棄物を引き取り、同様のかたちで再商品化を行っている。容器包装リサイクル法に基づき再商品化業務を行うことができるのは、日本で唯一の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と特名随意契約を締結する。

なお、本市においては、製品プラスチックの再商品化については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 32 条に基づき別途契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3231）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づく再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3 随意契約理由

本事業は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）に規定するプラスチック使用製品（以下「プラスチック資源」という）について、プラスチック資源循環促進法に基づき再商品化するものである。プラスチック資源（製品プラスチック）の再商品化にかかる費用については、廃棄物処理法により、市区町村は一般廃棄物の処理に係る費用を負担することが規定されているため、特定事業者負担分は発生せず、全額市区町村負担となり、再商品化事業者の落札単価と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の協会経費単価を足した金額を負担する。

本市においては、プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づき、指定法人に委託し再商品化を行う方法及びプラスチック資源循環法第 33 条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、容器包装プラスチック以外の製品プラスチックについて再商品化を実施するものである。

プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づき再商品化業務を行うことができるのは、日本で唯一の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と特名随意契約を締結する。

なお、容器包装プラスチックの再商品化については、容器包装リサイクル法に基づき別途契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3231）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を、国が構築した回収不法投棄家電の処理にかかる負担軽減を図るスキームに則って、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものであり、不法投棄された特定家庭用機器を再商品化する手法としてはこのスキームを活用することが最も経済的である。

このスキームを市町村が活用する場合は、市町村が届出書を環境省に提出することで、届出の情報が経済産業省を経由して製造業者より委託された管理会社に伝達され、伝達を受けた同管理会社が選定した家電リサイクルプラントが見積もりを市町村に提示し、合意のうえ契約を締結することとされている。

関西リサイクルシステムズ株式会社は、上記スキームに則って選定され、冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

上記理由により、関西リサイクルシステムズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3253）